

# 津波発生時の避難確保計画

【施設名： デイサービス 】  
センター  
ひなた

令和 8 年 1 月 27 日 作成

## 目次

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告・公表	1	
3	計画の適用範囲	1	
4	防災体制	2	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
	施設周辺の避難経路図	6	別紙 1
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	様式 5
8	防災教育および訓練の実施	8	} 様式 6
9	防災教育および訓練の年間計画	9	

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	施設利用者緊急連絡先一覧表	10	様式 7
11	緊急連絡網	11	様式 8
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	11	様式 9
13	対応別避難誘導方法一覧表	12	様式 10
14	防災体制一覧表	13	様式 11

1 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律第71条第1項に基づくものであり、本施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告・公表

計画を作成したときは、当該計画を市町村長へ報告するとともに、公表する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

津波ハザードマップに基づく基準水位 5m ~ 10m  
 浸水開始時間 35分 ~ 分

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 18 名	昼間 7 名	休日 0 名	休日 0 名
夜間 0 名	夜間 0 名		

#### 4 防災体制

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急地震速報</li> </ul>	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 津波の発生する可能性があるが到達時間が長い場合（遠地で発生した地震や火山噴火に伴う津波など）</li> <li>➤ 津波注意報</li> </ul>	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		使用する資器材の準備	避難誘導要員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 津波警報、大津波警報（津波特別警報）の発表</li> <li>➤ 避難指示の発令</li> <li>➤ 危険の前兆を確認<sup>(※)</sup></li> </ul>	利用者家族への連絡	情報収集伝達要員
		避難誘導	避難誘導要員

(※) 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難を開始する必要がある。

連絡体制および対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期および役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急地震速報</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>注意体制確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報等の情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者</li> <li>生活相談員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の発生する可能性があるが到達時間が長い場合（遠地で発生した地震や火山噴火に伴う津波など）</li> <li>津波注意報</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>警戒体制確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報等の情報収集</li> <li>使用する資器材の準備</li> <li>利用者家族への事前連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者</li> <li>生活相談員</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>津波警報、大津波警報（津波特別警報）の発表</li> <li>避難指示の発令</li> <li>危険の前兆を確認<sup>(※)</sup></li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>非常体制確立</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務中全職員</li> </ul>

(※) 強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに自発的かつ速やかに立ち退き避難を開始する必要がある。

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

収集する主な情報および収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波注意報・津波警報・注意報 津波情報（予想される津波の到達時刻や高さ）	防災ネットあきた、テレビ、ラジオ（緊急告知ラジオ）、気象庁ホームページ、など
避難指示	秋田市ホームページ、防災ネットあきた、テレビ、ラジオ（緊急告知ラジオ）、気象庁ホームページなど

### (2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

#### 【参考】津波警報、注意報の種類（気象庁）

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだは流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

ア 避難場所は下表のとおりとする。

イ 津波からの避難は、秋田市が指定する避難場所に限らず、津波災害警戒区域（津波浸水想定区域）の外への避難を基本とする。

ウ 津波避難ビルは津波災害警戒区域の外への避難が間に合わない場合、緊急的に避難する建物のため、基本的に津波避難ビルは避難場所として設定しない。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離および移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 琴平第二街区公園</li> <li>・ ケアハウス土崎 (津波避難ビル)</li> </ul>	( 700 ) m ( 10 ) m	■ 徒歩(ケアハウス時) ■ 車両 ( 3 ) 台

【施設周辺の避難経路図】

津波発生時の避難経路および避難場所は、以下のとおりとする。





9 防災教育および訓練の年間計画



